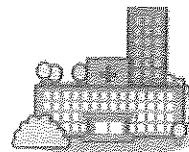


# 医療機関と事業承継



■片山総合法律事務所■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 23

— M&amp;Aによる事業承継 —

## 経営に行き詰った個人病院・診療所（2）

前回は、経営に行き詰った個人病院・診療所をM&Aする方法等について説明致しましたが、今回は経営に行き詰った場合において特有な問題について説明します。経営に行き詰った個人病院・診療所では、通常は病院・診療所の土地建物に金融機関からの借入金の担保が設定されているので、M&Aを実施する前に金融機関の了解を得ておく必要があります。

### 施設を譲渡する場合

病院・診療所の施設を譲渡する場合について説明します。病院・診療所の土地建物には、金融機関からの借入金の担保が設定されておりまして、そのままでは譲渡することはできません。まずは、金融機関に状況を説明し、どれだけの資金を用意すれば担保を抹消してくれるのかを確認する必要があります。それと、病院・診療所の施設を譲渡してしまうと譲渡する側にはその後診療報酬が入ってこなくなりますので、病院・診療所の施設を譲渡しても金融機関からの借入金が残ってしまうような場合には、譲渡後にどのようにして残りの借入金を支払うのかについても説明しておく必要があります。この作業は、まずは譲渡する側でやることになります。譲渡する側だけでは金融機関の理解を得られない場合には、譲り受け側が金融機関と交渉することになります。金融機関は、地域の医療環境や最近の医療情勢について必ずしも理解が十分でないことが多いので、譲り受け側からは、第三者的に見て、どのような理由で現経営者である医師が経営に行き詰ったのか、このまま推移した場合には、どのような結果が予想されるのかについて、できれば統計資料や他の医療機関の経営数値などの資料を示しながら、かつ、

M&Aが行われればどのような理由でその原因を解消できるのかを説明して、金融機関に医療環境を含めた経営の実態を理解してもらいます。金融機関がM&Aの必要性を理解すれば、担保抹消に応じてくれるはずです。その際に、病院・診療所は、特殊な間取りや構造のため、他に転用ができない建物であることにも理解してもらえば、比較的低い金額で担保抹消に応じてもらえると思います。

どれだけ説明をしても金融機関の理解を得られない場合には、法的な手続きによって担保抹消を求めることがあります。法的な手続きによって担保抹消を求める方法については、別の機会に説明します。

### 施設を賃貸にしてM&Aをする場合

病院・診療所の土地建物をM&Aの相手方である医師あるいは医療法人に賃貸し、賃料収入をもって金融機関からの借入金を返済する方法です。借入金の額が比較的小ない場合にのみ可能なやり方です。この場合にも金融機関に経営が行き詰った原因について理解してもらう必要がありますが、担保抹消の要請をするわけではないので、たとえ金融機関に不満を持たれても、金融機関が病院・診療所の土地建物を賃貸にすること自体についてまで反対することは少ないと思います。問題は、現経営者とM&Aの相手方である医師あるいは医療法人との間の賃貸借契約は、医療機関の担保に劣後するため、万が一、金融機関が病院・診療所の土地建物について競売を申し立ててきた場合には、対抗することができないことです。そのような場合にどう対処するかについては、次回以降に説明致します。